

BEPS 行動計画に関連する 中国税務について

October 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

香港は、その税制度や歴史的背景により、外国企業による中国投資の玄関口として重要な役割を担っています。今回は、その香港においてビジネスを行うに当たり、どのような事業形態をとることができるのか、また会社設立の具体的な手続きはどのようなものかなどについて解説を行います。

「香港ビジネスと税務ガイド（1）香港の基礎情報、外資規制、産業奨励」（2016 年 7 月 27 日付掲載）では、香港の基礎情報、外資規制、産業奨励について解説しました。今回はその続編として「香港における事業形態と会社設立」について説明します。

4. 事業形態

香港におけるビジネスは、個人事業、パートナーシップ、有限責任会社、もしくは外国法人の支社および駐在員事務所といった形態で行うことができます。そして、全ての事業体は、商業登記条例の定める所に従い登記される必要があります。

(1) 個人事業

個人事業は独立した法的事業ではなく、故に全ての負債は事業主の個人的責任に帰する所となります。

(2) パートナーシップ

パートナーシップには二つの形態があります。

1) ジェネラル・パートナーシップ

パートナーは、連帯してその事業運営に関する無限責任を負います。

2) リミテッド・パートナーシップ

各パートナーは、その出資額を限度として事業運営に関する責任を負います。また、リミテッド・パートナーシップにおいても、少なくとも 1 人の無限責任パートナーが置かれなければなりません。

(3) 有限責任会社

有限責任会社は、最も一般的な事業形態です。2014 年 3 月 3 日に施行された新会社条例において、会社形態の整理が行われています。有限責任会社には公開会社と非公開会社があり、その責任は株式資本の額に限定されます。そして、株式有限責任会社以外の会社は、その他の事業体として整理されました。

株式有限責任会社は、定款において以下のように定められている場合、非公開会社となります。

1) 株式譲渡を行う権利の制限がある。

2) 株主の数を最大で 50 人に制限している。

3) 株式および社債の公募を禁じている。

上記のような制限がない株式有限責任会社は、公開会社として分類されます。

(4) 支社および駐在員事務所

外国法人は、香港に支社、もしくは駐在員事務所などを設立することができます。

1) 支社は、外国本社に代わり、あらゆる商業行為を行うことができます。

2) 駐在員事務所は、いかなる商業行為も香港において行うことが許されず、また契約締結を行うこともできません。その実行可能な業務は、情報収集、顧客との関係維持、宣伝活動などに限定されます。

5. 会社設立

(1) 有限責任会社設立

設立の詳細手続きは、下記ようになります。

1) 当該会社設立に当たっては、会社設立発起人のうち少なくとも 1 人の氏名が定款に記載されなければなりません。

2) 当該発起人は、会社登記所に対して、会社定款の写し、記入済み設立登記申請書、新会社条例にて定められている手数料とともに、所定の通知書を提出します。設立認可証が発効され事業登記証を取得した後、会社は営業を開始することができます。

公開会社の設立の場合には、他に目論見書、もしくは目論見書に代わる書面の提出を営業開始前に行うことが義務付けられています。

なお、新会社条例により、上場会社のグループ企業でないならば、非公開会社は少なくとも 18 歳以上の自然人を取締役として置くことが求められています。もっとも、当該取締役は香港居住者である必要はありません。

また、全ての会社は、各会計年度に対応する形で年次株主総会を開催しなければなりません。非公開会社（公開会社の子会社を除く）もしくは株式有限責任会社以外の会社は、当該会計年度終了後 9 カ月以内に年次株主総会を開催する必要があります。その他の形態の会社については、当該会計年度終了後 6 カ月以内に年次株主総会を開催することが義務付けられています。

全ての株主による同意があれば年次株主総会を開催しないことも可能ですが、その場合でも当該決議書を法で定められた期間内に会社登記所に提出する必要があります。

その他に、会社登記所に対して、会社株式資本、取締役、秘書役、担保付負債の金額、刑事訴追履歴の有無、会社が事業を行うに当たり用いている全ての商号などについての詳細を記載した年次報告書を提出しなければなりません。

公開有限責任会社は、さらに会計書類の認証コピー、関連する監査報告書および取締役報告書も提出する必要があります。非公開会社に関しては財務諸表の提出義務はありませんが、年次監査については必須となっています。

(2) 外国法人支社

香港にて事業を行う外国法人の支社などについては、香港における事業所開設後 1 カ月以内に、会社登記所に対して下記書類を提出しなければなりません。

- 1) 所定の方法で認証された本社定款、香港支社基本定款、香港支社付属定款など
- 2) 取締役および秘書役の詳細リスト
- 3) 訴状や令状、その他会社宛のあらゆる通知などの受領先として指定された特定の人物、もしくは香港の法律事務所、会計事務所の名前および住所
- 4) 香港における主要事業所所在地、および親会社本国の主要事業所所在地を記載した書類

設立後は、全ての外国法人支社は、年次会計書類の認証コピー、会社役員もしくはその他香港における法定代表者によってサインされた年次報告書を会社登記所に毎年提出しなければなりません。なお当該報告書には、会社株主資本、本国事業所所在地および香港における事業所所在地、取締役、秘書役、担保付負債の金額、刑事訴追履歴の有無などの詳細を記載します。

(3) 労働・雇用関連法規

2011 年 5 月 1 日より法定最低賃金が適用されるようになりました。なお、2013 年 5 月 1 日以降の法定最低賃金率は、1 時間 30 香港ドル（1 香港ドル=13.0 円）となっています。給料支払いおよび雇用契約の終結は雇用条例に関連規定があり、その他にも全従業員休暇、法定休暇、年次有給休暇その他労働者の各種権利が規定されています。

(4) 強制退職積立金制度

強制退職積立金制度条例により、雇用主および従業員の双方に対して、従業員の給料の 5%相当額を当該基金の原資として積み立てることが義務付けられています。なお、現在の強制積立限度額は、雇用者および従業員それぞれ毎月 1,500 香港ドル（1 香港ドル=13.0 円）となっています。

(5) 外国人の雇用

外国人の雇用に関して、現地従業員に対する外国籍従業員の比率を一定以下にしなければならない、もしくは給料の総支給額のうち一定割合を現地従業員に支給しなければならない、といった法的要求は存在しません。香港で働こうと考えているあらゆる外国籍人員は、実際に香港に到着する前に、香港入国管理局発行の就業ビザを取得しておかなければなりません。また、就業ビザの取得に当たっては、就業ビザ申請をサポートする現地スポンサーが必要となります。

香港ビジネスと税務に関する連載として、今回は香港における事業形態および会社設立に関して解説を行いました。今回は、香港の事業所得税などについて説明します。

CONTACT

Mazars

Japan Desk

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. Takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn